

議会運営委員会協議事項

令和5年2月20日（月）

午後2時30分 / 委員会室

1. 第1回定例会市議会一般質問について

(1) 質問予定者及び件名、要旨について

(2) 質問者の順番について

(3) 一般質問の通告締切期日について

24日（金） 午後3時（聞き取り 28日 午後1時30分）

2. 議会改革に係る議員間協議について・・・資料1

協議願います。

3. 夕張市議会委員会条例の一部改正について・・・資料2

協議願います。

4. 映像配信に関する要綱と申し合わせとの不整合について・・・資料3

協議願います。

5. 夕張市庁舎整備に係る議会関連施設について・・・資料4

協議願います。

6. その他

意見書案の締切について

21日 午後5時

取りまとめは3月8日、本会議2日目終了後

7. 次回議会運営委員会について

2月24日（金）行政常任委員会終了後 委員会室

日程・意見書の確認等について、その他

議会改革に係る議員間協議について

1) 協議について

令和4年10月14日、行政常任委員会で議会改革について登別市議会を視察研修した際、「議員討論のテーマとして、登別市では傍聴規則を選び討論した」とアドバイスを頂き、11月2日開催の議会改革委員会の決定で、議会運営委員会でこの関係は引き継ぐことになっております。

以上のことから、次回2月24日開催の議会運営委員会で夕張市議会傍聴規則をテーマに協議しますので、別紙の規則をご熟読願います。

○夕張市議会傍聴規則

昭和50年3月22日

議会規則第1号

改正 昭和62年4月1日議会規則第1号

平成19年6月15日議会規則第2号

平成21年3月2日議会規則第1号

平成28年6月23日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 議会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 議長は、傍聴席の都合によつて傍聴人を制限することができる。

(議席への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議席に入ることができない。ただし、報道関係者で写真、映画等の撮影又は録音をしようとするときは、議長の許可を得て入場することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 携帯電話等の電子機器類を使用しないこと。
- (4) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月15日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月2日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月23日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料2

夕張市議会委員会条例の一部改正について

1) 条例改正の趣旨

議会改革委員会で決定された委員会のオンライン会議を開催可能とするため必要な改正を行うもの。併せて条文の誤りを正すため改正を行う。

2) 条例改正の内容

○オンライン会議を開催できる場合は、次の理由により招集場所へ参集できないとき。

- ・重大な感染症のまん延防止措置の観点による場合
- ・大規模な災害が発生した場合
- ・育児
- ・介護
- ・その他やむを得ない事由

※出席申請や表決方法など詳細は、議決後に要綱を作成する。

○第13条中で引用される（委員長及び委員の除斥）が第12条となっているが、正しくは第15条であるので改正する。平成25年第1回定例会で一部改正を行った際に条ずらしがあり、引用条文を改め忘れたことが原因

3) 施行期日

令和5年4月1日

4) 新旧対照表

次頁のとおり。

5) 議案提出者

地方自治法第112条及び会議規則第15条第1項の規定による議員提案とし、全員の連署とする。また、本会議での提案説明は議会運営委員長とする。

夕張市議会委員会条例（平成25年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(招集) 第12条 1・2 (略)</p> <p>(会議定足数)</p>	<p>(招集) 第12条 1・2 (略) (会議の開催方法の特例) 第12条の2 委員長は、次に掲げる場合において、特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。ただし、第16条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点による場合又は大規模な災害の発生等により会議の招集場所への参集が困難と判断される実情がある場合 (2) 育児、介護その他やむを得ない事由により会議の招集場所への参集が困難な場合</p> <p>2 前項の場合において、委員は、オンラインを活用した会議への出席を希望するときは、原則としてあらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定により委員長の許可を得てオンラインを活用した会議に出席した委員は、第13条、第14条及び第27条の出席委員とする。</p> <p>4 オンラインを活用した会議における表決の方法その他必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定める。</p> <p>(会議定足数)</p>

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

第14条 以下省略

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

第14条 以下省略

夕張市議会オンラインを活用した会議運用要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、夕張市議会委員会条例（昭和31年条例第5号。以下「条例」という。）第12条の2の規定によるオンラインを活用した会議の運用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（オンラインによる出席の申請）

第2条 条例第12条の2第2項の規定により、オンラインを活用した会議（以下「オンライン会議」という。）への出席を希望する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、原則として委員会開催の前々日（市の休日にあたる場合は、その前日）の午前10時までにオンライン出席申請書（様式第1号）を持参又は電子的方法により事務局を通じて委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、オンライン出席委員が委員会を招集する場所（以下「招集場所」という。）への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。

（議事整理及び秩序保持）

第3条 委員長及び副委員長は、オンライン会議の円滑な議事運営を図るため、夕張市議会会議規則（平成25年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第2条の規定による欠席又は遅刻の場合を除き、招集場所に参集しなければならない。

2 委員長がオンライン出席委員に対し、条例第19条第2項の規定による退場の措置を取ったときは、委員長は回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

（オンライン出席委員）

第4条 委員長は、オンライン出席委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、条例第12条の2第3項に規定する出席委員と認めるものとする。この場合、会議規則第1条第2項の出席簿への押印は委員長が行うものとする。

2 オンライン出席委員について、通信環境や使用機器の不具合等により、出席が明確でないときは、委員長は会議を休憩し、復旧を待って会議を再開することを基本とする。ただし、速やかな復旧ができないときは、会議に諮って議事を進めることができるものとする。

（除斥）

第5条 オンライン出席委員が、条例第 15 条の規定により除斥となる場合は、オンライン出席委員は、マイクをミュートにして音声が入らない状態にしなければならない。

2 前項の場合、招集場所においてはマイクをミュートにし、かつ、映像を撮影しているカメラを遮断又は画角を変える等の方法により除斥の対象となったオンライン出席委員が議事の様子を見聞き出来ないようにしなければならない。

3 第 1 項及び前項の規定による状態が確保された場合、除斥したものとみなす。

(オンライン出席委員の責務)

第6条 オンライン出席委員は、現に招集場所にいる状態と同様の環境を保持するために、常に映像と音声の受信により招集場所の状態を認識できるようにするとともに、オンライン出席委員の顔が認証できる状態及び必要に応じて音声を送信できる状態にしなければならない。なお、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(2) オンライン出席委員が現にいる場所に原則当該委員以外の者を入れないこと。

(3) 会議に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局の職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン会議に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(表決の方法等)

第7条 委員長は、表決をとるときは、オンライン出席委員の可否を発言と挙手等により、また、招集場所に出席している委員の可否を起立又は挙手により同時に確認し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものとする。

2 委員長は、問題について異義の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び招集場所に出席している委員に同時に行うものとする。

3 表決宣告の際、前条第 1 項の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

4 オンライン会議においては、会議規則第 80 条第 1 項の投票による表決を行うことができない。

(費用弁償)

第8条 オンライン出席委員には、夕張市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 12 号）第 3 条の規定に基づく費用弁償は支給しない。

(補足)

第9条 この基準に定めるもののほか、オンラインを活用した会議の運営等に関し必要な事項は、議会運営委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

様式第1号（第2条関係）

オンライン出席申請書

_____年__月__日

_____委員会

委員長_____様

委員名_____

夕張市議会オンラインを活用した委員会等運用要綱第2条第1項の規定により、委員会にオンラインにより出席することの許可を求めます。

1. 開催日

_____年__月__日（____）

2. オンラインにより参加を希望する理由

3. 参加場所

自宅 ・ 事務所 ・ その他（_____）

4. 緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた際等の連絡先）

映像配信に関する要綱と申し合わせとの不整合について

1) 趣旨

令和5年1月1日より「夕張市議会の映像配信に関する運用要綱」を施行し、定例会等の映像配信を始めるべく、準備をしているところであるが、映像配信の元データとして使用しようとしている録画データに関する申し合わせが要綱と反する部分があるので協議をお願いしたい。

2) 内容

○申し合わせ

会議録作成の際の補完として録画するが、このデータは会議録作成に必要な場合を除き使用しないこととし、部外への貸出など公開は一切行わないこととする。

3) 問題点

映像配信に関する運用要綱では、録画データを編集して配信することを想定しているが、申し合わせでは、録画データを使用できるのは会議録作成の時のみで公開は一切行わないとなっている。

4) 解決案

申し合わせの録画データの使用制限の緩和

5) 事務局案

2)の申し合わせを破棄し、「録画データは、議事確認、映像配信、議会だより作成及び議員研修素材のみに使用し、複製、貸出はしない」

6) 施行日

議会運営委員会で了承された日

夕張市庁舎整備に係る議会関連施設について

1) 協議事項

市長より議長宛て「夕張市庁舎整備に係る議会関連施設について（依頼）」（令和4年11月7日付夕都計第86号）で依頼のあった件に対する回答を協議願います。

2) 依頼内容

市長からの依頼内容は、「庁舎整備の基本構想・基本計画を策定していくため、議場、議員控室等の議会関連施設について、議会としての考え方・方針等を回答願う」というもの。

3) 回答案

別紙のとおり

4) 回答日

市長からの依頼では「令和5年2月頃を目途に」となっていることから、議会運営委員会で協議終了しだい回答することとする。

夕張市長 厚 谷 司 様

夕張市議会
議長 大 山 修 二

夕張市庁舎整備に係る議会関連施設について（回答）

令和4年11月7日付夕都計第86号でご依頼のありました表題の件について、議会の考え方・方針等を下記のとおり回答いたします。なお、下記の内容は、令和5年2月〇〇日開催の議会運営委員会において了承されていることを申し添えます。

記

- ・議場は、バリアフリーとし傍聴者や出席者にやさしい造りとします。
また、床面は傍聴席も含めて全てフラット、議員席等の備品類全てを収納可能とし、議会開催日以外は、会議等で使用できるフレキシブルな空間とします。
- ・委員会室は、議場と同様にフレキシブルな活用が可能な造りとします。
- ・正副議長室は、応接も可能な専用個室とします。
- ・議員控室は、議員定数が過ごせる広さの専用個室とします。
- ・議員控室の近くに小会議室を設置し、議員間の協議の場とします。なお、この小会議室は、理事者側の会議室としても利用可とし、会派結成時には、会派控室に用途変更します。
- ・議会事務局は、正副議長室に隣接して設置します。
- ・地方自治法第100条第19項の規定による図書室は、書庫と兼用とし、会議録や議決書等の永年保存書類を格納します。